第 36 号 議 案

令和4年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,411千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,031千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,275	千円 Δ6, 519	千円 756
1繰越金		7, 273	Δ6, 519	754
	1 繰 越 金	7,273	Δ6, 519	754
(農業改良資金業務勘定)		2, 428	Δ892	1,536
1繰入金		2, 425	Δ2, 174	251
	1 一般会計繰入金	2, 425	Δ2, 174	251
3 諸 収 入		2	1,282	1,284
	1 雑 入	2	1,282	1,284
歳 入	슴 計	65, 442	Δ7,411	58, 031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	#
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,275	千円 Δ6, 519	千円 756
1 農林水産業費		7, 275	Δ6, 519	756
	1農業費	7, 275	Δ6, 519	756
(農業改良資金業務勘定)		2, 428	Δ892	1,536
1 農林水産業費		2, 428	Δ892	1,536
	1農業費	2, 428	Δ892	1,536
歳出	合 計	65, 442	Δ7, 411	58, 031

第 37 号 議 案

令和4年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ748千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	<u>म</u>
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 ∆20,000	千円 0
1 繰 越 金		19,300	Δ19, 300	0
	1 繰 越 金	19, 300	Δ19, 300	0
2 諸 収 入		700	Δ700	0
	1 貸付金元利収入	700	Δ700	0
歳	습 計	20,748	Δ20, 000	748

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	해 <mark>ተ</mark>
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 Δ 20, 000	千円 0
1 農林水産業費		20,000	Δ20, 000	0
	1 林 業 費	20,000	Δ20, 000	0
歳出	合 計	20,748	Δ20, 000	748

第 38 号 議 案

令和4年度長崎県県営林特別会計補正予算(第3号)

令和4年度長崎県県営林特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,357千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 190, 986	千円 Δ44, 488	千円 146, 498
	1 国庫負担金	3, 915	Δ417	3, 498
	2 国庫補助金	187, 071	Δ44, 071	143,000
2 財産収入		122, 508	Δ10, 004	112, 504
	2 財産売払収入	122, 492	Δ10, 004	112, 488
3 繰 入 金		114, 479	Δ1,177	113, 302
	2 基金繰入金	4, 538	Δ1,177	3, 361
4 繰 越 金		8	Δ4	4
	1繰越金	8	Δ4	4
5 諸 収 入		21	28	49
	1 雑 入	21	28	49
歳	合 計	460,002	∆55,645	404, 357

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	₩ .
1 農林水産業費		千円 460,002	千円 Δ 55 , 6 4 5	千円 404, 357
	l 林 業 費	298, 985	Δ55, 635	243, 350
	2 公 債 費	161,017	Δ10	161,007
歳 出	合 計	460,002	Δ55, 645	404, 357

第 39 号 議 案

令和4年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,708千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 157,000	千円 Δ65, 000	千円 92,000
2 繰 越 金		128, 781	Δ52, 401	76, 380
	1 繰 越 金	128, 781	Δ52, 401	76, 380
3 諸 収 入		28, 159	Δ12, 599	15, 560
	1 貸付金元利収入	28, 159	Δ12, 599	15, 560
(業務勘定)		3,056	Δ1,348	1,708
1 繰 入 金		2, 994	Δ1,348	1,646
	1 一般会計繰入金	2, 994	Δ1,348	1,646
歳 入	合 計	160,056	Δ66, 348	93, 708

歳出

款	項	補正前の額	補正額	#
(貸付勘定)		千円 157,000	千円 Δ65, 000	千円 92,000
1 農林水産業費		157,000	Δ65, 000	92,000
	1 水産業費	157, 000	△65,000	92,000
(業務勘定)		3,056	Δ1, 348	1,708
1 農林水産業費		3,056	Δ1,348	1,708
	1 水産業費	3,056	Δ1,348	1,708
歳 出	合 計	160, 056	Δ66, 348	93,708

第 40 号 議 案

令和4年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ165,884千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

款	項	補正前の額	補正額	\
2 繰 越 金		千円 14,886	千円 ∆174	千円 14,712
	1 繰 越 金	14, 886	Δ174	14,712
3 諸 収 入		303, 397	∆153, 926	149, 471
	1 貸付金元利収入	303, 397	Δ153, 926	149, 471
歳	合 計	319, 984	Δ154, 100	165, 884

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	하 다
1商工費		千円 319,984	千円 △154, 100	千円 165,884
	1 商工業費	16, 587	Δ424	16, 163
	2 公 債 費	303, 397	Δ153, 676	149, 721
歳出	合 計	319, 984	∆154, 100	165, 884

第 41 号 議 案

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,871千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	하 다
1諸収入		千円 283,698	千円 ∆84, 242	千円 199, 456
	1 雑 入	283, 698	Δ84, 242	199, 456
2 繰 越 金		0	8, 415	8, 415
	1 繰 越 金	0	8, 415	8,415
歳	合 計	283, 698	Δ75, 827	207, 871

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	하 다
1 庁用管理費		千円 283,698	千円 Δ75, 827	千円 207,871
	1 庁用管理費	95, 909	Δ18, 627	77, 282
	2 文書管理費	187, 789	Δ57, 200	130, 589
歳 出	合 計	283, 698	Δ75, 827	207, 871

第 42 号 議 案

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,359,579千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369,410千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

				
款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 ∆3, 246, 625	千円 1,754,168
3 繰 入 金		482, 473	Δ16, 625	465, 848
	1 一般会計繰入金	482, 473	Δ16, 625	465, 848
6 県 債		3,744,000	Δ3, 230, 000	514,000
	1 県 債	3,744,000	Δ3, 230, 000	514,000
(港湾整備事業勘定)		728, 196	Δ112, 954	615, 242
1 使用料及び手数料		9, 988	66	10, 054
	1 使 用 料	9,988	66	10,054
2 財産収入		542, 289	Δ395, 250	147, 039
	1 財産運用収入	74,009	6, 400	80, 409
	2 財産売払収入	468, 280	Δ401,650	66, 630
3 繰 入 金		175, 752	282, 230	457, 982
	1 基金繰入金	175, 752	282, 230	457, 982
歳	合 計	5, 728, 989	Δ3, 359, 579	2, 369, 410

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	하다
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 ∆3, 246, 625	千円 1,754,168
1 土 木 費		5,000,793	Δ3, 246, 625	1, 754, 168
	1港湾費	3, 713, 272	∆3, 246, 000	467, 272
	2 公 債 費	1, 287, 521	∆625	1, 286, 896
(港湾整備事業勘定)		728, 196	Δ112, 954	615, 242
1 土 木 費		728, 196	Δ112, 954	615, 242
	1 財産管理費	728, 196	Δ112, 954	615, 242
歳出	合 計	5, 728, 989	Δ3, 359, 579	2, 369, 410

第2表 繰越明許費

款				項				事		業		名		金	額
(港湾施設整備事業	港湾施設整備事業勘定)										千円 60,600				
1 土 木	費														60,600
	1 %	巷		湾		費									60,600
							港	湾	施	設	整	備	費		60,600
(港湾整備事業勘定	<u>(</u>)														196,500
1 土 木	費														196,500
	1 }	財	産	管	理	費									196,500
							港	ř	弯	管	Ę	里	費		196,500
合										計					257,100

第3表 地方債補正

起債の目的		補 正	前				補	正	後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限	度 額		債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	手用 3,744,000		年利	借入時期か		手 514,00		正前に同	補正	 補正前に同
	, ,	は普通貸借				,	じ		前に	
			以内						同じ。	
		(借入先)	(た	期間5年以						
		財務省、地	だし、	内) におい						
		方公共団体	利率	て元利均等						
		金融機構、	見直	又は元金均						
		銀行その他	し方	等などの償						
			式で	還の方法に						
		(借入時期)	借り	よる。ただ						
		令和4年度。	入れ	し、本県財						
		ただし、エ	る資	政の都合に						
		事その他の	金に	より、繰上						
		都合により、	つい	償還をな						
		その全部又	て、	し、又は償						
		は一部を翌	利率	還年限を短						
		年度に繰延	の見	縮し、若し						
		べ借入れす	直し	くは借換え						
		ることがで	を行	をすること						
		きる。	った	ができる。						
			後に							
			おい							
			ては、							
			当該							
			見直							
			し後							
			の利							
			率)						/	
: 	3,744,000					514,00	0			

第 43 号 議 案

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,023,825千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 110,000	千円 20,877	千円 130,877
	1 財産運用収入	110,000	20, 877	130, 877
2 繰 入 金		10, 196, 234	256, 014	10, 452, 248
	1 一般会計繰入金	6, 756, 234	235, 137	6,991,371
	2 基金繰入金	3, 440, 000	20, 877	3, 460, 877
歳	숌 計	68, 746, 934	276, 891	69, 023, 825

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 68, 746, 934	千円 276, 891	千円 69, 023, 825
	1公債費	68, 746, 934	276, 891	69, 023, 825
歳 出	슴 計	68, 746, 934	276, 891	69, 023, 825

第 44 号 議 案

令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,890,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ157,997,385千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 45, 173, 884	千円 1,048,907	千円 46, 222, 791
	1 国庫負担金	28, 301, 107	1,041,216	29, 342, 323
	2 国庫補助金	16, 872, 777	7,691	16, 880, 468
3 財産収入		1,900	Δ852	1,048
	1 財産運用収入	1,900	Δ852	1,048
4 繰 入 金		9, 064, 123	279, 543	9, 343, 666
	1 一般会計繰入金	9, 004, 123	279, 543	9, 283, 666
5 繰 越 金		4, 225, 680	942, 205	5, 167, 885
	1 繰 越 金	4, 225, 680	942, 205	5, 167, 885
6 諸 収 入		56, 392, 008	620, 696	57, 012, 704
	1 雑 入	56, 392, 008	620, 696	57, 012, 704
歳	合 計	155, 106, 886	2, 890, 499	157, 997, 385

歳出

款		項	補	正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費			1	千円 155, 106, 886	千円 2,890,499	千円 157, 997, 385
		1 社会福祉費	1	155, 106, 886	2, 890, 499	157, 997, 385
歳	出	合 計	1	155, 106, 886	2, 890, 499	157, 997, 385